平成24年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成24年10月11日 沖縄県人事委員会

《本年の勧告のポイント》

月例給は引下げ、ボーナスは改定なし~平均年間給与は△0.9万円(△0.15%)

- 1 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差 (△532円、△0.15%) を解消するため、 また、国及び他都道府県との均衡を考慮し、自宅に係る住居手当を廃止(給料表は改定な し)
- 2 期末・勤勉手当(ボーナス)は、民間とおおむね均衡しているため、改定なし
- 3 給与構造改革における経過措置額は、平成25年度は2分の1を減額し、平成26年4月1日に廃止

1 給与勧告の基本的な考え方

地方公務員法の趣旨に則り、人事院勧告の内容及び他の都道府県の状況並びに民間給与実 態調査の結果、その他の事情を総合的に勘案し決定(地方公務員法第24条第3項)

2 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内331の民間事業所から層化無作為 抽出法によって抽出した133事業所を実地調査

(1) 月例給

職員給与が民間給与を1人当たり532円(0.15%)上回った。

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A-B) (A-B × 100)
349, 505円	350, 037円	△532円 (△0.15%)

(2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

職員の支給月数(3.95月分)が民間の支給割合(3.96月分)を0.01月分下回った。

3 給与改定の内容

(1) 自宅に係る住居手当の廃止

公民給与の較差を解消するため、また、国及び他都道府県との均衡を考慮し廃止する。

(2) 給与構造改革における経過措置額の廃止等

平成18年度から実施された給与構造改革に伴う経過措置額については、平成25年4月1日 に2分の1を減額して支給し、平成26年4月1日に廃止する。

【実施時期等】

- (1) については、
 - ・条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)
 - ・4月から給与改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分について、年間給与で みて解消させるため、所要の調整措置を講じる。
- (2)については、平成25年4月1日

4 職務給の原則の徹底

給与構造改革による給料表の切替えの際、現行の級別標準職務表に適合しない上位の級への格付けがなされた結果、いわゆる「わたり」の実態が経過的に残っている。

給与構造改革から既に6年が経過し、職員の給与水準や退職手当の調整額の算定等に影響を及ぼしていることから、「職務給の原則」に基づき、級別標準職務表に適合するよう是正し、給与制度の適正な運用を図る必要がある。

5 昇給・昇格制度の改正等

本年、人事院は、50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の改正 を勧告した。

本県においては、昇格制度については給料表が国の俸給表に準拠しており、国と制度の均衡を図る観点から、これに準じて改正する必要がある。また、昇給制度については、班長級以下は人事評価が試行中であり、評価結果が昇給に反映されていない状況にある実情を踏まえ、慎重に検討を進めていく必要がある。

6 その他の課題

船員等の給与のあり方、非常勤職員の給与、特殊勤務手当については、見直しを検討する 必要がある。

7 公務運営に関する課題について

勤務環境の整備、人事評価制度の整備、多様な人材の確保及び育成、公務員倫理の確立、 高齢期の職員の雇用問題などについて言及した。

8 参考

(1) 勧告後の影響額(行政職給料表適用者(新卒除く)4,343人)

	勧告前	勧告後	増減額(率)	平均年齢	平均経験年数	
平均給与月額平均年間給与	250 02700	240 226111	△711円			
	350, 037円	349, 326円	(△0. 20%)	41 O+5	10.2年	
	5, 558, 502円	E E40 070FF	△8,532円	41.0歳	18.3年	
		5, 549, 970円	(△0. 15%)			

※ 平均給与月額の増減額の内訳:住居手当△711円

(2) 行政職給料表適用者の平均年間給与額の増減額

	24 ^左 勧告後	F度 勧告前	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	平成17年度(給与
年収額	555. 0	555. 9	561. 1 (560. 0)	574. 6 (558. 8)	581. 2 (565. 3)	595. 3 (574. 8)	610. 1	618. 6	615. 9	構造と 改 24年後 勧 い の 比 較
増減額 (万円)	Δ0.9	Δ5. 2 (Δ4. 1)	Δ13. 5 (1. 2)	△6. 6 (△6. 5)	△14. 1 (△9. 5)	△14.8 (△35.3)	△8.5	2. 7	△3. 2	△60.9
増減率 (%)	Δ0. 2	△0.9 (△0.7)	Δ2. 3 (0. 2)	Δ1.1 (Δ1.1)	Δ2. 4 (Δ1. 7)	△2. 4 (△5. 8)	Δ1.4	0. 4	Δ0.5	Δ9.9

(単位:万円、%)

※1 平成17年度以降の増減額計には、各年の勧告後の増減額を含む。

※2()内は、特例条例による減額後の額・率である。